

広域振興局長

提出者

住所 〒023-0402 岩手県奥州市胆沢小山字菅谷地131番地1
氏名 岩手ふるさと農業協同組合

代表理事 菊地 義孝

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	岩手ふるさと農業協同組合	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県奥州市胆沢小山字菅谷地131番地1	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	1,618 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	203 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
岩手ふるさと農業協同組合	岩手県奥州市胆沢小山字菅谷地131番地1	1,618 kℓ
		kℓ
		kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況及び排出量の計画

二酸化炭素排出量 (4 年度使用量)

エネルギー使用量				二酸化炭素の排出状況		
項目	使用量 (A)	原油換算量 (kℓ)	排出係数(B)	排出量 (A×B) (t-CO ₂)		
原油 (コンデンセートを除く)	kℓ		2.62 t-CO ₂ /kℓ			
原油のうちコンデンセート (NGL)	kℓ		2.38 t-CO ₂ /kℓ			
揮発油	5 kℓ	4	2.32 t-CO ₂ /kℓ		11.6	
ナフサ	kℓ		2.24 t-CO ₂ /kℓ			
灯油	217 kℓ	205	2.49 t-CO ₂ /kℓ		540.2	
軽油	50 kℓ	49	2.58 t-CO ₂ /kℓ		129.0	
A重油	5 kℓ	5	2.71 t-CO ₂ /kℓ		13.6	
B・C重油	kℓ		3.00 t-CO ₂ /kℓ			
石油アスファルト	t		3.12 t-CO ₂ /t			
石油コークス	t		2.78 t-CO ₂ /t			
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	19 t	25	3.00 t-CO ₂ /t	57.0	
	石油系炭化水素ガス	千m ³		2.34 t-CO ₂ /千m ³		
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t		2.70 t-CO ₂ /t		
	その他可燃性天然ガス	千m ³		2.22 t-CO ₂ /千m ³		
石炭	原料炭	t		2.61 t-CO ₂ /t		
	一般炭	t		2.33 t-CO ₂ /t		
	無煙炭	t		2.52 t-CO ₂ /t		
石炭コークス	t		3.17 t-CO ₂ /t			
コールタール	t		2.86 t-CO ₂ /t			
コークス炉ガス	千m ³		0.85 t-CO ₂ /千m ³			
高炉ガス	千m ³		0.33 t-CO ₂ /千m ³			
転炉ガス	千m ³		1.18 t-CO ₂ /千m ³			
その他の燃料	都市ガス	千m ³		2.23 t-CO ₂ /千m ³		
	()	()		0.00 t-CO ₂ /()		
	()	()		0.00 t-CO ₂ /()		
産業用蒸気	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ			
産業用以外の蒸気	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ			
温水	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ			
冷水	GJ		0.06 t-CO ₂ /GJ			
小計		288			751.4	
電気	電気事業者	昼間買電	4384 千kWh	1,128	0.488 t-CO ₂ /千kWh	2,139.4
		〔夏期・冬期における電気需要平準化時間帯〕	2326 千kWh	598		
		夜間買電	843 千kWh	202	0.488 t-CO ₂ /千kWh	411.4
	その他	上記以外の買電	千kWh		0.550 t-CO ₂ /千kWh	
		自家発電	千kWh			
小計	5,227 千kWh	1,330			2,550.8	
合計		1,618			3,302.2	
※ 燃料を用いて自家発電した電気のうち、他社に販売した量		千kWh		t-CO ₂ /千kWh		
合計					3,302.2	

- 備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
- 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
- 3 エネルギー使用量の使用量(A)の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。
- 4 「夏期・冬期における電気需要平準時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないでください。
- 5 「燃料を用いて自家発電した電気」を他者に販売した場合、その量と排出係数を適切な方法で算出し、※の行に正の値で入力してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組（計画）

【目標値】

令和4年度までに令和元年度比3%削減する
CO2排出量を令和元年度比で毎年度1%削減する

【具体的な取組】

- ・国より示されている夏季電力供給対策に基づき、昼食時間中の消灯等、節電対策に取り組む。
- ・夏季は室温温度を28℃に、冬季は室内温度を20℃に設定し、クールビズ・ウォームビズに取り組み、電気使用量及び、灯油の使用量を削減する。
- ・各部署にて月に数回「ノー残業デー」を設定し取組むことにより、電力、灯油等使用量の削減に努める。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

環境管理委員会を定期的(年間約3回)に開催し、委員から各職場内への意識付けを徹底する。

(3) 計画の達成度の把握方法

環境管理委員会で「環境改善目標」を設定し、進捗状況を環境管理委員会で報告する。

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・廃棄物とリサイクルを分別を徹底する。
- ・段ボールや綴り、綴りひもなど再利用できるものは再利用を行う。
- ・紙使用量削減のために、両面印刷や裏紙の使用、メモ用紙の利用に努める。

別紙 その2 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (4年度)

燃料別	自動車		二酸化炭素の排出	
	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	186 (4)	98,391 ℓ	2.32 kg-CO ₂ /ℓ	228,266.1 kg-CO ₂
軽油	17 ()	12,066 ℓ	2.58 kg-CO ₂ /ℓ	31,131.2 kg-CO ₂
LPG	()	kg	3.00 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気	()	kWh	0.488 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	()			259,397.3 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

<p>【目標値】 令和4年度を基準として、二酸化炭素の排出量を3年間で3%削減する。</p> <p>【具体的な取組】 ・業務車両の使用について、同一部署内の連携に留まらず、部門相互の連携を図ることにより、目的・行先・時間帯等が一致する場合乗り合わせをするよう励行する。 ・急発進・急加速をやめる等のエコドライブを推進する。 ・アイドリングストップを実践する。</p>

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

--